

下野市公共交通緊急対策支援事業費補助金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止と公共交通の維持・推進を図ることを目的とする助成制度です。

対象期間 令和3年4月まで遡り令和4年3月まで

対象事業者

市内に主たる事業所、営業所等を置く、バス事業者及びタクシー事業者
 (福祉タクシー事業者においては、下野市福祉タクシー事業協定書の締結が条件)
 下野市立学校のスクールバス運行事業者、自転車駐車場又はレンタサイクル施設管理者

追加

補助対象経費

消耗品等の購入費補助

- ①車両の運転席を隔離するために物品等を購入する経費
 - ②車両内を消毒するために衛生用品を購入する経費
 - ③このほか、車両及び事務室について、感染防止対策のために必要と認められる経費
- ※①～③は補助対象経費の10分の10(上限額は月額1万円)

- ④車内抗ウイルスコート施工又は車載用空気清浄機等を設置する経費
 - ⑤事務室内への抗ウイルスコート施工又は空気清浄機等を設置する経費
- ※補助対象経費の10分の10(対象別に上限額)

5分の4→100%に!

車種	乗車定員	1台当たりの補助上限額
普通自動車	5名以下	4万円
ワゴン車	6～10名	11万円
中小型バス	11～29名	
大型バス	30名以上	14万円

3→4万円に増額

事務室	延床面積	補助上限額
	500㎡未満	50万円
	500㎡以上	100万円

拡充

〈問合せ先〉 下野市役所 市民生活部 安全安心課(市役所2階)
 ☎ 0285-32-8894 FAX 0285-32-8609
 E-Mail anzenanshin@city.shimotsuke.lg.jp